

令和2年度（2020年度）
金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

民 法

A日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は2枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和2年度（2020年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	民	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。なお、解答は設問に示された日時にかかわらず平成29年改正後の民法によること。

問題1（10点）

以下の事項について、典型例を挙げて簡潔に説明しなさい。

- ・債権者代位権

問題2（15点）

次の事例を読み、〔問い〕に答えなさい。

Aは、1992年1月に父親が死亡し、父親が所有していた金沢市内の180平方メートルの土地甲を相続し、所有することになった。甲は、更地であったが、利用されておらず、空き地となっていた。

Aは、金沢市内の高校を卒業し、東京の大学に進学していたところ、1991年3月に大学を卒業し、東京の企業に就職していたので、甲の相続登記をしたものの、特に日常的に甲の管理をすることはなかった。

Bは、甲の隣地乙を所有し、乙上に建物丙を所有していた。1993年9月、Bは、高級外車を購入したのを機に新たに丙に併設してガレージを作った。その際、車の出入りに必要だったので、Aに無断で甲地の一部に自動車通行用のコンクリートを張った通路丁を開設し、それ以降、丁を通過して車の出入りをしていた。

1996年7月、Bは、乙丙をYに売却して所有権移転登記をし、引き渡した。Yは、乙の範囲を十分確認せず丁が乙の一部だと誤信し、購入した土地乙の一部だと考えていたので、Yは、引き続きずっと丁を通過してYの車の出し入れをしていた。

2018年夏頃、Aは、東京でマイホームを建築するための頭金にするため、甲を売却することにした。Xは、Aの高校の同級生で同様に東京の大学に進学し東京で就職していたところ、金沢にXの両親が在住している関係で、金沢に戻ることを考えていた。そのことを知っていたAがXに甲の売却を持ちかけたところ、Xは甲の購入について興味を示した。

Xは、子供の頃から甲のことを知っていたので、2018年のお盆に金沢に帰省した際、甲を見に行ってみたところ、甲の一部にかなり古くなったコンクリート舗装がしてあることを認識したが、Xは、以前、甲に家が建っていた時の通路の残りかと考え、特に気にしなかった。

2018年8月末、XとAは甲の売買契約を締結した。甲の所有権移転登記手続は、金沢の司法書士Cに依頼し、Cが東京に出向いて本人確認を行い、必要書類を受け取った上、AXの共同申請により2018年9月初旬になされた。同じ時期にXは、Aの口座に代金を振り込んだ。

2018年の暮れに、Xが金沢に戻って再度甲を訪れたところ、Yが丁を自動車の出入りのために継続的に利用していることを知ったので、XがYに問い合わせたところ、Yは、丁は自分が買った土地だと主張した。ただ、その後、丁は甲の一部であることが確認された。

〔問い〕

Xは、Yに対し、丁の通行禁止と、丁のコンクリートの撤去を請求した。この請求が認められるかについて、Yからのあり得る反論、Xからの再反論等、及び判例を踏まえ、法的根拠を示して自己の見解を述べなさい（現在は、2019年8月である）。